

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月5日	
八尾市長 殿	
受付 第 号 - 6. 6. 10 循環型社会推進課	
提出者 住 所 大阪府八尾市楽音寺3丁目33番地 氏 名 医療法人貴島会 理事長 貴島秀樹 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-941-1499	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人貴島会 貴島病院本院
事業場の所在地	大阪府八尾市楽音寺3丁目33番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 病院
②事業の規模	198床
③従業員数	280名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物を専用容器に入れて分別保管→ 収集運搬業者に委託→中間処分業者に委託（焼却）→ 最終処分業者に委託（埋立）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	87 t	t
	(これまでに実施した取組) マニュアルを作成し、排出時に感染廃棄物と非感染廃棄物を分別		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	87 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) マニュアルを作成し、排出時に感染性廃棄物と非感染廃棄物を決まった容器に分別
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

(第3面) -1

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	87 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組) 電子マニフェスト導入して、委託処理業者に対して、引き続き定期的に処理状況の現状確認を行う。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	87 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 委託処理業者に対して引き続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 令和6年2月14日特別管理産業廃棄物多量排出事業者の排出状況の確認のため立入検査が実施されました。			
※事務処理欄			

今年度【令和6年度】目標

[illegible][illegible]

生1) トンネ取扱は原則として四捨五入。ただし、重平均有効であれば小数点以下3桁まで総計は可。

